

## 【小規模多機能型居宅介護】

小規模多機能型居宅介護の利用者（登録者）が入院した場合の契約及び小規模多機能型居宅介護費の算定等の取扱いについて

小規模多機能型居宅介護の利用者（登録者）が入院しており、通いサービス等を利用できない場合の取扱いは、次のとおり、厚生労働省発出の平成18年9月4日付「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて」に示されている。

介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A（抜粋）  
（問42）入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か

（答）

登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることと配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

このQ&Aでは、通いサービス等の利用がなし得ないにも関わらず、利用者負担が生じることと配慮した回答となっている。

ところが、登録希望者が多い小規模多機能型居宅介護事業所の場合においては、当該事業所の利用者は、入院したことで契約が終了になると、退院した時点で再度その事業所のサービスを利用することを希望しても直ちに登録できないことが想定されるため、入院の間、利用者負担が生じたとしてもあえて登録を継続するということが起こりえる。

しかし、保険者としては、通いサービス等の小規模多機能型居宅介護の利用実態が無いにもかかわらず登録が継続している間は、費用の9割に相当する保険給付費を支払い続けることとなる。このことは適切な保険給付費の支払とは考え難いものといえる。

これらのことを総合的に勘案し、小規模多機能型居宅介護の利用者（登録者）が入院した場合における諏訪広域連合の取扱いは、次のとおりとする。

- ①上記Q&Aのとおり、小規模多機能型居宅介護の利用者が医療機関に入院した場合は、入院した時をもって当該サービスの契約を基本的には一旦終

了するものとする。

②入院に係るトラブルを避けるため、契約書、重要事項説明書に上記①の内容を記載するとともに、事業者は契約時にその旨を登録希望者に十分説明することとする。

③退院した場合に、入院前に登録していた事業所に再登録を希望することも想定されるが、その場合であっても小規模多機能型居宅介護の特色である利用者と介護者の馴染みの関係を維持できるよう、当該事業者は、入院をしたことで契約が終了となったケースについては、円滑に再登録ができるように配慮するものとする。

#### ※参考 1

小規模多機能型居宅介護費については、登録者の要介護状態区分に応じて1月当たりの報酬に関する単位数が示されている。

しかし、月途中における登録又は登録の終了の場合には、日割りにより単位数を算定することとなっている。

#### 小規模多機能型居宅介護費（抜粋）

〔平成18年3月31日老計発第0331005号外第2の4〕

小規模多機能型居宅介護費は、当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。

#### ※参考 2

利用者が入院したにもかかわらず、利用者登録は継続をさせながら、通いサービス等の利用実態がないことをもって小規模多機能型居宅介護事業者が利用者から所定の利用料（1割負担）を受け取らない場合には、次のとおり基準違反となる。

またこのことから、小規模多機能型居宅介護に関しては、利用者登録を休止するという方法等は、制度上想定されていないものといえる。

指定基準第1条に係る解釈通知（抜粋）

第1 基準の性格

2 次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

① イ 指定地域密着型サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき

※参考 3

小規模多機能型居宅介護の報酬の算定においては、初期加算が設定されているが、この加算は、次のとおり、入院期間が30日を超過した後、に小規模多機能型居宅介護事業所を改めて利用（登録）するときにも再度対象となるものである。

費用の額の算定に関する基準（抜粋）

ロ 初期加算 30単位

注 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。